災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和９年（2027年）1月から新しくなります。

システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。

【請求停止期間：2026/12/5（土）～2027/1/11（月祝）】

つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

学校への提出期限：　令和８年11月18日（水）まで

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後（令和９年１月以降）のお手続きとなりますのでご了承ください。



■令和９年１月以降の申請方法について



令和９年１月からは、新システムでの申請手続きに移行します。

新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。

※本校では、当分の間、今まで通りの提出方法としますので、引き続き、医療機関で記入していただいた「医療等の状況等」の証明書類をご提出ください。

■請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10日の翌日（11 日）から起算して 2 年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。

ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSC において必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

令和８年１２月より保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されますので、ぜひご覧ください！



※ご不明な点は下記担当者にお尋ねください。

担当
駒沢中学校　養護教諭　井関陽子
TEL　３４２２－７４０１